

連載・自衛隊の実態その⑤

自衛隊における「ジェンダーフリー」

―防衛庁の「男女共同参画基本計画」とは―

「北」の弾道ミサイル発射騒動が冷めやらぬ7月12日、「防衛庁における男女共同参画に係る基本計画」（以下「基本計画」）が発表された。

1999年に公布・施行した「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」が、2000年1月に第1次、05年12月には第2次が、それぞれ閣議決定された。この計画に従い、01年5月に防衛庁は「男女共同参画推進本部」を設置し、「基本計画」づくりの作業を続けてきた。

「基本計画」は、「男性と女性が、互いにその人権を尊重し、喜びや責任を分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀を迎えた我が国社会にとって最重要課題のひとつである」から、防衛庁も「自衛隊の精強性の維持や各人の能力、適正、意欲を考慮しつつ、女性職員（女性自衛官及び女性事務官等）の採用・登用の更なる拡大を図る」とし、5項目の具体的施策を示している。

職業と家庭生活の両立支援のための職場環境整備や、職場における性差別の意識改革など「女性」に配慮した項目があるが、最も注目すべき具体的施策は、「1女性職員の採用・登用に係る取組」の「(1)女性自衛官に係る取組」の「ア 女性自衛官の採用・登用の拡大」である。特に「(ア) 各自衛隊は、母性の保護等女性を配置する際の制限すべき理由について改めて精査の上、再度配置制限の見直しを実施する」ことである。

現在、女性の自衛官に対して基本的にはすべての職種・職域は開放されているが、実際には女性の自衛官が配置されていない以下のような職種・職域がある。陸自：普通科中隊（歩兵）、対戦車中隊、戦車小隊、偵察隊、施設小隊（工兵）、化学防護隊、対戦車ヘリコプター隊の操縦士などの近接戦部隊。海自：護衛艦・潜水艦・掃海艇・掃海ヘリコプターの乗員。空自：戦闘機・偵察機の操縦士。いわゆる戦闘を任務とする職種・職域が制限対象で、その他への女性の自衛官の進出は

目覚ましいといわれている。

国家の軍隊における女性の戦闘任務開始は、1981年オランダで解禁後、いわゆる先進国で次つぎと導入されているという。アメリカ軍においても湾岸戦争から女性の軍人の戦闘行動参加が解禁され、アフガン戦争、イラク戦争と続いている。当然戦死者も捕虜も出ている。

簡単に言えば、今回の「基本計画」は女性の自衛官の戦闘任務を解禁することを主目的としている。性別に関係なく兵力としての資源の有効的・効率的活用をめざす純粹軍隊理論に他ならない。

今回策定された計画に基づく取組は、2011年3月（10年度末）までとされている。「日米同盟・未来のための変革と再編」と「再編実施のための日米ロードマップ」で示された期間に当然のように重なることを考えると、「男女共同参画」を利用した「基本計画」もまた、日米同盟のトランスフォーメーションにつながる政策のひとつかと思われる。

(T生)

